

職員の給与に関する報告

本委員会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、「令和 2 年職種別民間給与実態調査」において特別給等に関する調査を先行して実施した。その調査結果に基づき、本年10月30日、職員の特別給の年間支給月数を引き下げることを内容とする勧告を行った。

その際、月例給に関しては、本年 8 月17日から 9 月30日までの期間で調査を実施し、その調査結果に基づき、4 月分の給与について公民較差を算出して、必要な報告及び勧告を行う旨の報告をしたところである。

今般、月例給に関する調査が完了し、結果を取りまとめたことから、本報告を行うものである。

1 職員給与の状況

本委員会は、「令和 2 年北海道職員給与等実態調査」を実施し、本年 4 月時点の職員の給与の支給状況等について調査を行った。その調査結果によると、図表 1 に示すとおり、同月における平均給与月額は、教員、警察官、医師等を含めた職員全体58,639人では399,368円となり、民間給与との比較を行っている一般行政職の職員14,549人では367,802円となっている。

図表 1 職員数、平均給与月額及び平均年齢

		職員数	平均給与月額	平均年齢
全職員		58,639 人	399,368 円	42.1 歳
	昨年	59,331 人	398,396 円	42.2 歳
一般行政職		14,549 人	367,802 円	41.8 歳
	昨年	14,750 人	370,231 円	42.4 歳

【職員の給与に関する報告及び給与改定に関する勧告（令和 2 年10月30日）

参考資料 1 職員給与関係 第 1 表及び第 2 表 参照】

2 民間給与の状況

(1) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の道内の民間事業所395事業所を対象に、人事院、札幌市人事委員会等と共同して「令和2年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査では、公務の一般行政職と類似すると認められる事務・技術関係22職種及び研究員、教員等32職種の計約12,000人について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額及び当該従業員の役職段階、学歴、年齢等を詳細に調査した。

月例給に関する調査の完了率は、先行して実施した特別給等に関する調査に引き続き民間事業所からの格段の理解と協力が得られたことから、83.4%と非常に高く、調査結果は広く民間事業所の給与の実態を反映したものとなっている。

【参考資料 民間給与関係 第1表～第4表 参照】

(2) 初任給の状況

本年の「職種別民間給与実態調査」により把握した民間事業所における初任給の状況は、企業全体でみると、新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で32.8%（昨年31.4%）、高校卒で25.5%（同17.6%）となっている。そのうち、初任給について、増額した事業所の割合は、大学卒で41.7%（同44.3%）、高校卒で47.5%（同54.9%）、据え置いた事業所の割合は、大学卒で58.3%（同55.7%）、高校卒で52.5%（同45.1%）となっている。

【参考資料 民間給与関係 第5表 参照】

3 月例給に関する職員給与と民間給与との比較

本委員会は、「北海道職員給与等実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、公務においては一般行政職^{※1}、民間においては公務の一般行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種の者について、給与決定要素

※1 公民比較を行う際の一般行政職には、当該年度の新規学卒の採用者、道外勤務者及び国家公務員の福祉職俸給表の適用を受ける者に相当する職員は含まない。

である役職段階、学歴、年齢などを同じくすると認められる者同士の毎年4月分の給与額（公務にあつては比較給与^{※1}の月額、民間にあつては所定内給与^{※2}の月額から通勤手当の月額を減じた額）を対比させ、精密に比較を行つてきている（ラスパイレス方式）。

本年においては、図表2に示すとおり、職員給与と民間給与とを比較した結果、職員給与が民間給与を79円（0.02%）上回っていた。

図表2 職員給与と民間給与との較差

民間給与 A	職員給与 B	較差 $A - B$ $\left(\frac{A - B}{B} \times 100 \right)$
372,963 円	373,042 円	△79円 (△0.02%)

4 国家公務員の月例給に関する報告

人事院は、本年10月28日、一般職の職員の給与に関する報告を行った。この報告の概要は、別紙のとおりである。

5 本年の月例給の改定

職員給与の実態並びに給与決定の諸条件である道内の民間給与の実態及び国家公務員の月例給に関する人事院報告等については、以上に報告したとおりである。

本委員会としては、公民給与の較差が小さいことや人事院において月例給の改定が行われなかったことなどを踏まえ、本年については、月例給の改定を行わないことが適当と判断する。

※1 給料の月額（給料の調整額を含む。）、扶養手当、管理職手当、地域手当、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当（基礎額）、特勤勤務手当・へき地手当（準ずる手当を含む。）及び寒冷地手当をいう。

※2 あらかじめ定められている支給条件と算定方法によって支給される給与（賞与等は除き、暖房用燃料費のほか寒冷地における各種の生活費用の増加分の補填を考慮した手当を含む。）のうち時間外手当、超過勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当等の実績に応じて支給されるもの以外のものをいう。